

火災予防条例の改正により、平成26年8月1日から

消火器の設置が義務化されました！

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において火災が発生し死者3名、負傷者56名を出す惨事が発生しました。原因は露店の店主が稼働中の発電機にガソリン携行缶から給油しようとしたところ、気化したガソリンが噴出し露店の火気に引火したとみられます。

そこで、この火災を教訓に火災予防条例が改正され、平成26年8月1日から、火気器具等を取扱う露店等に対し消火器を設置した上で使用することを義務付けました。

火気器具等を使用する露店等は消火器を設置してください！

- 消火器は、初期消火を有効に行うために設置するものであることから、対象火気器具等の種別、その他周囲の可燃物等の消火に適応されるものを、原則1露店1本設置してください。（住宅用消火器を除きます。）
- 腐食又は破損等がある場合には、適切な消火器を設置してください。

露店等を開設する場合は消防へお知らせください！

- 火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、消火器の設置が必要になることから、あらかじめその旨を消防長又は消防署長に届けてください。
- 届出書は、原則、火気器具等を使用する露店が個々に届け出を行います。主催者が一括して届け出ることも可能です。



露店出店時のチェックポイント(出店時のチェックリストとしてご活用下さい)

- 出店場所は火災予防上安全な場所である。
- 火気器具は不燃性の床上または台上に設置されている。
- 器具の周囲は、整理および清掃を心がけ、燃料や可燃物などを置いていない。
- 火気器具使用中はそばから離れない。
- 火気器具を使用する場合は消火器の準備をしている。